

## 審議会会議録

会議名称	平成30年度第1回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	報告事項 ① 平成29年度の情報公開等制度の運用状況について ② 平成29年度の防犯カメラの運用状況等について ③ 行政不服審査法による審査請求について その他		
開催日時	平成30年10月29日（月） 10時00分～10時30分		
場 所	伊達市市民活動センター交流室2		
出席者	出席委員 5名、事務局 4名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1人
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p><b>【会議の概要】</b></p> <p><b>1 開 会</b>（総務部長）</p> <p><b>2 あいさつ</b>（渡邊会長）</p> <p><b>3 審議事項</b></p> <p>① 平成29年度の情報公開等制度の運用状況について</p> <p>② 平成29年度の防犯カメラの運用状況等について</p> <p>③ 行政不服審査法による審査請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添「報告事項資料」に基づき、上記3項目の説明をした。</li> <li>・委員からの質疑等はなかった。</li> </ul> <p><b>4 その他</b></p> <p>委 員： マイナンバー制度が導入されてから3年近く経とうとしているが、マイナンバーカードの普及状況はどうなっているか。</p> <p>→事務局： マイナンバーカードの普及状況は約3,000枚程度となっており、市民全体の1割程度である。今後は、コンビニにてマイナンバーカードを用いて住民票の交付を受けるサービスが始まる予定なので、普及につながればと考えている。</p> <p><b>5 閉 会</b></p>			

# 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

日 時 平成30年10月29日(月)午前10時00分～  
会 場 市民活動センター 交流室2

1 開 会

2 あいさつ(会長)

3 報告事項

- (1) 平成29年度の情報公開等制度の運用状況について
  - ① 伊達市情報公開制度の運用状況について
  - ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 平成29年度の防犯カメラの運用状況等について
  - ① 防犯カメラの運用状況について
  - ② 防犯カメラの設置状況について
- (3) 行政不服審査法による審査請求について

4 その他

5 閉 会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

## 報告事項資料

平成30年10月29日

## 目次

- 1 平成29年度の情報公開等制度の運用状況について（P 1）
    - ① 伊達市情報公開制度の運用状況について
    - ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について
  
  - 2 平成29年度の防犯カメラの運用状況等について（P 1～2）
    - ① 防犯カメラの運用状況について
    - ② 防犯カメラの設置状況について
  
  - 3 行政不服審査法による審査請求について（P 2）
- ・（参考）伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし（P 3～5）
  - ・伊達紋別天望線自由通路防犯カメラの管理及び運用に関する要綱等（P 6～9）

# 1 平成29年度の情報公開等制度の運用状況について

## ① 伊達市情報公開制度の運用状況について

(1) 年度別開示状況（平成15年度～平成29年度 15年間）

（単位：件）

年度 区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
全部開示	1	1	4	10	5	8	5	8	3	1	4	1	4	5	1	61
一部開示	2	4	0	3	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	3	16
不 存 在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	5	4	13	5	8	5	8	5	2	4	2	4	5	4	77

(2) 平成29年度開示状況

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者
木造家屋評価調書及び非木造家屋評価調書	請求 H29. 4. 24 決定 H29. 4. 26	一部開示	道外住民
非木造家屋評価調書及び基準年別評価額算定表	請求 H29. 10. 10 決定 H29. 10. 10	一部開示	道外住民
建築計画概要書（建築基準法施行規則別記第3号様式）の第一面及び第二面	請求 H29. 8. 17 決定 H29. 8. 23	全部開示	道外住民
建築計画概要書（建築基準法施行規則別記第3号様式）の第一面及び第二面	請求 H29. 12. 25 決定 H30. 1. 11	一部開示	道内住民

## ② 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

伊達市個人情報保護条例に基づく平成29年度の個人情報開示請求等は、ありませんでした。

# 2 平成29年度の防犯カメラの運用状況等について

## ① 防犯カメラの運用状況について

現在防犯カメラを設置している「総合公園だて歴史の杜」、「伊達市市民活動センター」、「伊達市放課後児童クラブ」及び「市道胆振長輪線」の4施設につきまして、平成29年度の個人情報（画像等）の目的外利用及び提供は、ありませんでした。

## ② 防犯カメラの設置状況について

昨今の社会情勢や、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応等公益上の必要性から新たに次の場所におきましても防犯カメラを設置し、その管理運用に係る要綱及び基準を定め、運用を開始しております。

防犯カメラ設置場所	運用開始年月日	管理責任者	設置カメラ数
市道伊達紋別天望線自由通路	平成30年3月28日	建設課長	1台

### 3 行政不服審査法による審査請求について

不服申立てに係る審査請求があった場合は、審査庁が組織する審理員が審理手続を経て審理員意見書を作成し、審査庁は当該意見書について第三者機関に対し諮問しますが、当審査会がこの第三者機関としての役割を担い、その権限により、諮問に対する調査審議及び答申をいたします。

平成29年度の審査請求は、ありませんでした。

## (参考) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし

### 1 審査会のあらまし

「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」は、行政不服審査法並びに伊達市情報公開条例及び伊達市個人情報保護条例の規定により、その権限に属させられた事項を処理するため市長の附属機関として設置されたものです。

市長部局等の実施機関が行った処分に不服がある者は、行政不服審査法の規定に基づいて審査請求をすることができます。審査請求があった場合、実施機関は「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を受けて審査請求に対する裁決をします。

なお、行政不服審査法の規定に基づく第三者機関としての権限を所掌するため、平成28年4月1日から、旧「伊達市情報公開・個人情報保護審査会」を改組しております。

### 2 審査会の委員

市長によって委嘱された委員5名で構成されています。

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：平成29年10月1日～平成31年9月30日)

氏名	備考
渡邊 源之	議会推薦
鈴木 啓一	行政精通者
小泉 勇一	議会推薦
木立 真理	一般公募
的場 重一	行政経験者

### 3 審査会の所掌事項

#### ① 行政不服審査法の規定により権限に属させられた所掌事項

(1) 第43条関係（行政不服審査会等への諮問）

行政庁の処分又は不作為についての審査請求に係る審査庁の諮問に対する答申

(2) 第74条関係（審査会の調査権限）

諮問案件の審査に関する審査庁等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

#### ② 伊達市情報公開条例の規定により権限に属させられた所掌事項

(1) 第14条関係（公文書の開示の決定）

公文書が著しく大量であって、2か月以上開示決定を延長する場合の意見

(2) 第21条関係（審査請求の取扱い）

開示請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申

#### ③ 伊達市個人情報保護条例の規定により権限に属させられた所掌事項

(1) 第7条関係（収集の制限）

本人以外から個人情報を収集する場合又は思想、信教等に関する個人情報を収集する場合の意見

- (2) 第9条関係（保有個人情報の利用及び提供の制限）  
法令等の規定、本人同意等の場合を除き、公益上の必要性等の理由から、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報を利用又は実施機関以外の者へ提供する場合の意見
- (3) 第11条関係（電子計算組織を結合する方法（オンライン）による提供の制限）  
公益上の必要性等の理由から、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者へ提供する場合の意見
- (4) 第38条関係（審査請求の取扱い）  
開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申
- ④ 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例の規定による所掌事項
- (1) 第4条関係（所掌事項）
- ・情報の公開及び個人情報保護の運営に関する事項の調査審議
  - ・情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方に関する意見具申
- (2) 第9条関係（審査会の調査権限等）  
諮問案件の審査に関する実施機関等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

#### 4 審査会の開催状況

開催日時	審議事項等
第23回 (H29. 10. 2)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について
第22回 (H29. 8. 22)	(仮称) 伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて
第21回 (H28. 8. 19)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について 議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて
第20回 (H28. 2. 9)	行政不服審査法の改正に伴う審査会の改組について
第19回 (H27. 10. 14)	情報公開等の運用状況について 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について
第18回 (H26. 11. 12)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ設置により個人情報を本人以外から収集することについて
第17回 (H25. 10. 2)	情報公開等の運用状況について



第16回 (H24. 9. 5)	情報公開等の運用状況について
第15回 (H23. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第14回 (H22. 1. 28)	情報公開等の運用状況について
第13回 (H21. 10. 1)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について
第12回 (H19. 11. 26)	要援護者（ひとり暮らし高齢者等）の支援体制整備に係る個人情報の提供について
第11回 (H19. 10. 2)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について 情報公開等の運用状況について
第10回 (H19. 4. 24)	保有個人情報の外部提供について 情報公開等の運用状況について
第9回 (H17. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第8回 (H17. 6. 3)	保有個人情報（敬老会名簿）の提供について 情報公開等の運用状況について
第7回 (H16. 10. 13)	個人情報保護条例の改正について
第6回 (H16. 10. 8)	個人情報保護条例の改正について
第5回 (H15. 12. 1)	住基台帳カード等の広域利用について 個人情報の共有に係る管理運営について 個人情報保護条例の一部改正について
第4回 (H15. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第3回 (H14. 11. 14)	出資法人等情報公開要綱（案）について 消防地図情報検索処理装置への関係情報の提供について 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況報告について 情報公開等の運用状況について
第2回 (H12. 11. 21)	個人情報の収集の制限に関することについて 個人情報の利用及び提供の制限に関することについて
第1回 (H11. 8. 23)	情報公開、個人情報保護について

伊達市告示第40号

伊達紋別天望線自由通路防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月13日

伊達市長 菊谷 秀吉

伊達紋別天望線自由通路防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市道伊達紋別天望線自由通路（以下「自由通路」という。）において、安全な管理運営を行うため、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図ることを目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 防犯カメラとは、自由通路の安全な管理運営を行うため、犯罪防止等を目的として市長が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの及びこれに附属する機器をいう。

(管理責任者)

**第3条** 防犯カメラ、防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を適正に管理するため、管理責任者を置くものとし、建設課長がこれに当たる。

(管理責任者の責務)

**第4条** 管理責任者は、画像及び記録媒体（以下「画像等」という。）の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、自由通路の利用者及び伊達紋別駅の敷地内を通行する者が防犯カメラの設置を認識できるよう、自由通路内に防犯カメラが稼働している旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(画像の保存等)

**第5条** 画像の保存は、最新の概ね10日間分の画像を記録媒体に記録する方法によるものとする。

2 前項の規定による保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を記録媒体に上書きする方法により行うものとする。

3 画像は、撮影時の現状により保存するものとし、編集又は加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(画像等の利用及び提供)

**第6条** 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像等を目的以外に利用し、又は画像等を他の者へ提供してはならない。

(1) 自由通路及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。

(2) 前号のほか、法令の規定に基づき、文書により提供を求められたとき。

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(個人情報保護条例の遵守)

**第7条** この告示に定めるもののほか、管理責任者その他防犯カメラの管理及び運用に関する事務を行う者は、防犯カメラの管理及び運用並びに画像等に関する取扱いについて、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）に則り、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

**第8条** この告示に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この告示は、平成30年3月28日から施行する。

## 伊達紋別天望線自由通路防犯カメラ管理運用基準

(目的)

**第1条** この基準は、伊達紋別天望線自由通路防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（平成30年告示第40号。以下「要綱」という。）に基づき、防犯カメラ、画像、録画機器等及び記録媒体（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に係る基本事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この基準において使用する用語は、この基準に特段の定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(取扱者等)

**第3条** 管理責任者は、必要があると認めた場合には、防犯カメラ等の稼働確認、施錠等維持管理及び操作等運用にかかる業務（以下「防犯カメラ等の取扱い」という。）をさせるため、建設課の職員のうち指定するものを防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）に任命することができる。

2 取扱者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。取扱者でなくなった後においても同様とする。

3 管理責任者は、必要に応じて、取扱者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

**第4条** 防犯カメラは、別添配置図のとおり設置するものとする。

2 画像を記録する録画機器並びに画像表示機器及び撮影装置の制御機器（以下「録画機器等」という。）は、自由通路の機械室内に設置するものとする。

(設置の表示)

**第5条** 要綱第4条第2項に定める防犯カメラが設置されている旨の表示について、管理責任者は、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(安全管理のための措置)

**第6条** 要綱第4条第1項に定める漏えい、流出等の防止その他の安全管理のための措置として、録画機器等は、次の各号のとおり管理するものとする。

- (1) 録画機器等は自由通路の機械室内に固定し、容易に取外しできないものとする。
- (2) 録画機器等が持ち出されないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 設置場所以外への持ち出しを禁止する。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りではない。
- (4) その他、管理責任者が認めた必要な措置を講ずるものとする。

(画像及び記録媒体の取扱い)

**第7条** 画像及び記録媒体は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 要綱第5条第1項の規定による画像の保存期間は、10日間とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による画像の消去は、前項の保存期間経過後速やかに、かつ復元が不能となるよう記録媒体に上書きするものとする。ただし、記録媒体を廃棄する場合は、画像の読取り又は復元が不能となるよう破砕等の処理を行うものとする。
- (3) その他、要綱第4条第1項に規定する画像及び記録媒体の漏えい、流出等の防止、同第5条第

3 項に規定する画像の編集又は加工の禁止、同条第4項に規定する複製の禁止等のために管理責任者が認めた必要な措置を講じること。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が要綱第6条各号に該当すると認めた場合は、画像の利用又は提供をすることができる。

3 前項に規定する画像の利用又は提供をする場合において、次の各号に掲げる事務手続きをとることとする。

(1) 要綱第6条第1号及び第2号に該当すると認めた場合は、要請を文書によって確認する。

(2) 利用又は提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなど、身分を確認する。

(3) 利用又は提供したことについて、管理上必要な記録を残す。

(苦情処理)

**第8条** 管理責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会への報告)

**第9条** 画像の利用又は提供の状況について、毎年、伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会へ報告するものとする。

(委任)

**第10条** この基準の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

## 附 則

この基準は、平成30年3月27日から施行する。